

対=対象 定=定員、定数 料=料金、費用 ※料金について記載のない催しは入場無料(参加無料) 申=申し込み 問=問い合わせ 開=開所時間
 休=休所日 手=手話通訳 要=要約筆記 FAX 担=市の担当課 共=共通の内容 ★申し込みはがき「基本事項」の記入方法は11ページを参照

スポーツ協会の教室

初心者バドミントン教室 4月17日～7月24日のおおむね毎週金曜日(全10回)18時30分～20時30分、的場池体育館(八幡西区の場町)で。対新小学1年生以上。定30人。料9500円。

卓球教室 4月24日～7月10日の毎週金曜日(全12回)10～12時、門司生涯学習センター大里分館(門司区下馬寄)で。対18歳以上(学生は除く)。定24人。料1万1400円。

共通申往復はがき(1人だけ)に基本事項を書いて3月31日までに北九州市スポーツ協会(〒805-0011八幡

東区八王寺町4-1、☎652・5007)へ。

C級テニス大会(ダブルス)

男性の部と女性の部あり。4月19日(日)9～17時、北九州パレス(小倉北区井堀五丁目)で。雨天時は4月26日(日)に延期。対C級の15歳以上(中学生は除く)。定先着各部16組(1組2人)。料1組2000円。申電話で3月17日10時から同施設☎651・4600へ。



心も身体もリフレッシュ! シェイプアップヨガ

5月16日～6月20日の毎週土曜日(全6回)13時30分～15時、ムーブ(小倉北区大手町、☎288・6262)で。対女性(妊婦は除く)。定15人。料5000円。託児(有料)は問を。申4月9日までにネット。

運動会必勝塾

速く走るポイントを指導します。4月19日(日)、ミクニワールドスタジアム北九州(小倉駅北側)で。9時30分～10時30分の部と11～12時の部あり。

対新小学1～3年生。定先着各部15人。料1300円。申3月26日から同スタジアム☎521・2020へ。



令和8年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧

担財政・変革局固定資産税課☎582・2035

縦覧・閲覧の申請には、本人確認のためマイナンバーカードや自動車運転免許証などの顔写真付き公的証明書の提示が必要です。閲覧は、郵送での請求や、マイナンバーカードを利用したスマートフォンからの申請もできます。詳細は問か、市のホームページをご覧ください。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1～30日の毎週月～金曜日(祝日は除く)8時30分～17時、対象資産を所管する市税事務所固定資産税課で。対令和8年度固定資産税の納税者か代理人(委任状が必要)。

固定資産課税台帳の閲覧

●各市区事務所固定資産税課か各区役所税務課 4月1日からの毎週月～金曜日(祝・休日、年末年始は除く)8時30分～17時。

※各区役所税務課での閲覧は、期間や場所が変更となる場合があります。詳細が決まり次第、市政だよりなどでお知らせします。

●出張所 ▶曾根・折尾出張所=4月15日(水)・16日(木)の8時30分～17時 ▶大里・島郷・八幡南出張所=4月17日(金)8時30分～17時。

※松ヶ江・両谷・東谷・上津役出張所では閲覧できません。

●財政・変革局固定資産税課 閲覧は償却資産だけ。4月1日からの毎週月～金曜日(祝・休日、年末年始は除く)8時30分～17時。

共通対納税義務者などが代理人(委任状が必要)。借地・借家人なども出張所以外で閲覧できます(借地・借家人であることが確認できる書類などの提示が必要)。料1件300円(納税義務者などと代理人は、4月30日までの縦覧期間中は令和8年度分に限り無料で閲覧できます(郵送での請求の場合は消印有効))。

固定資産課税台帳の郵送での請求方法

●請求に必要なもの(①～⑤)

①と③の様式は市のホームページ(右上の二次元コードを読み取り)からダウンロードできます。

①固定資産課税台帳(名寄帳)閲覧申請書

※様式を利用しない場合は任意の用紙に「固定資産課税台帳(名寄帳)閲覧申請」と記入の上、申請者と納税義務者の住所、氏名(法人の場合は代表者印の押印か代表者の自署要)、生年月日、電話番号、物件の所在する区、必要な年度を記載。

②申請者の本人確認書類

マイナンバーカード、自動車運転免許証などの身分証明書の写し

③納税義務者以外が申請する場合は委任状の原本(委任者である納税義務者の自署か記名・押印によるもの)

※様式を利用しない場合は任意の用紙に「委任状」、「固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧申請」と記入の上、「(委任の日の)日付」、納税義務者(委任者)と申請者(代理人)の住所、氏名(委任者は自署か記名・押印)、生年月日、電話番号を記載。

※相続で必要な場合は、委任状に代えて相続人と被相続人の関係が分かるもの(戸籍の写しなど)。

④申請者の住所・氏名を記載した返信用封筒(切手貼り付け)

⑤手数料分の郵便小為替

●郵送請求先

縦覧期間中(4月1～30日)

資産が所在する区を担当する市税事務所の固定資産税課。東西の市税事務所に同時に請求する場合は、東西いずれかの市税事務所に請求可。

※償却資産だけの場合は、財政・変革局固定資産税課へ。

上記以外の期間

東部市税事務所市民税課(〒803-8510小倉北区大手町1-1(小倉北区役所庁舎4階))



▲申請書のダウンロードはコチラから

固定資産課税台帳のスマートフォンでの申請方法

オンラインで交付申請を行い、郵送で受け取ることができます。申請手続きは、下記の二次元コードから行ってください。



個人の申請はコチラから▶



法人の申請はコチラから▶

審査の申し出

土地の分合筆や地目変換、家屋の新・改築などにより、価格が新たに登録が修正されたものや土地の下落の適用に関する事項に限り、固定資産の価格に不服があれば、納税通知書の交付を受けた日後3カ月を経過する日までの間、審査の申し出ができます。

納税通知書・課税明細書の送付

土地・家屋分は4月7日、償却資産分は4月13日に納税通知書を発送します。土地・家屋については、併せて課税明細書を添付しますが、資産が多い場合は別に送付するため、届く時期が納税通知書とずれる場合があります。

資産の所在地		請求・問い合わせ先	
土地・家屋	門司区 小倉北区	☎582・3371	東部市税事務所固定資産税課 〒803-8510小倉北区大手町1-1 (小倉北区役所庁舎4階)
	小倉南区	☎582・3372	
	若松区 八幡東区 戸畑区	☎642・1459	西部市税事務所固定資産税課 〒806-8510八幡西区黒崎三丁目15-3 (黒崎駅西側、コムシティ4階)
	八幡西区	☎642・1464	
償却資産	全区	☎582・3210	財政・変革局固定資産税課 〒803-8501小倉北区城内1-1 (市役所6階)